

第37回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月13日(木) 午前9時～午前9時38分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 6番 7番
 - 9番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (1名) 5番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (5件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
 - 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申し出の意見決定(議案 1件)について
 - 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第37回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、5番〇〇委員から所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、14番〇〇委員と1番〇〇を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書5件です。番号1。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社 土地の所在 鶴丸字古田〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年6月30日です。番号2。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在、鶴丸字前田〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和2年6月25日から令和8年3月31日。解約の理由は、高齢により耕作困難なため。利用権の種類は、使用貸借。土地の引渡しの時期は、令和5年6月29日です。番号3。貸人、広島県 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在、鶴丸字河間〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和2年6月25日から令和8年3月31日。解約の理由は、高齢により耕作困難なため。利用権の種類は、賃貸借。土地の引渡しの時期は、令和5年6月30日です。番号4。貸人、始良市 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在、川西字小原〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 他1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和3年4月26日から令和13年4月30日。解約の理由は、耕作者を変更するため。利用権の種類は、使用貸借。土地の引渡しの時期は、令和5年6月20日です。番号5。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、木場字堀切〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成26年6月26日から令和6年6月30日。解約の理由は、耕作者を変更するため。利用権の種類は、賃貸借。土地の

引渡し新时期は、令和5年7月3日。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件です。番号1。権利取得者、鹿児島市〇〇〇〇。権利取得日、令和5年6月23日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、般若寺字山下川原〇〇 地目は畑で、面積は〇〇〇〇㎡。外3筆。畑1筆 田3筆の計4筆〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第388号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号11号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。日程第1 議案第388号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定 整理番号1号から11号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田20,270㎡、畑17,915㎡、小計38,185㎡です。次に4ページです。総括表になります。こちら合計だけ申し上げます。賃貸借分については田7,229㎡ 畑2,392㎡です。使用貸借分については田13,041㎡ 畑15,523㎡です。合計で田が20,270㎡、畑が17,915㎡の計38,185㎡です。詳細については5ページ以降に記載してありますのでお目通しください。以上です。

議長 まず、整理番号1号から整理番号3号までを審査します。整理番号1号から整理番号3号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、11番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号から整理番号3号までの事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号3号までの資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号及び整理番号3号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に、整理番号4号から整理番号11号までを審議します。整理番号4号及び整理番号11号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号及び整理番号11号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号4号及び整理番号11号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第389号から議案第392号までの4議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 9ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第389号。権利, 所有権移転。土地の所在, 中津川字清瀧迫○○ 地目は田 農振内 面積は○○○○㎡ 外1筆 計2筆 ○○○㎡です。渡人, 湧水町中津川 ○○○○。受人, 湧水町中津川 ○○○○。経営面積, 997㎡です。外はお目通しください。労力総数2。申請事由 親子間の贈与です。次に議案第390号。権利, 所有権移転。土地の所在, 鶴丸字古田○○ 地目は田 農振内で 面積は○○○○㎡です。渡人, 湧水町鶴丸 ○○○○。受人, 湧水町鶴丸 ○○○○。経営面積13,208㎡です。外はお目通しください。労力総数1。申請事由, 規模拡大。売買価格は5万円です。次に議案第391号。権利, 所有権移転。土地の所在, 北方字老神原○○ 地目は畑 農振内 面積は○○○○㎡ 外5筆 農振内・農振外の計6筆 ○○○㎡です。渡人, 湧水町恒次 ○○○○。受人, 湧水町川西 ○○○○。外はお目通しください。労力総数2。申請事由, 新規就農です。種類につきましては訂正をお願いしたいのですが、無償とありますが、有償になります。またここにつきましては、あとで12ページにでてきますが、同時に5条申請もありまして、住居・作業所・駐車場など合わせて売買価格は1,000万円です。次に議案第392号。権利,

所有権移転。土地の所在，木場字淵ノ子山〇〇 地目は田 農振外で 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数につきましては数字が入っておりませんが1となります。申請事由，新規就農。売買価格は50万円です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第389号について審議します。議案第389号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

9番 9番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第389号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第389号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第389号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第390号について審議します。議案第390号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

12番 12番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第390号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページ，4ページ，5ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第390号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第390号につきましては，許可相当と認め許

可することに決定しました。次に、議案第391号について審議します。議案第391号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第391号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから8ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第391号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第391号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第392号について審議します。議案第392号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第392号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページ、9ページ、10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第392号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第392号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について に移ります。町長から意見を求められています。議案第393号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更除外申し出の意見決定について。議案番号第393号。申請者 鹿児島市 ○○○○。般若寺字橋口○○ 地目田 面積○○○○㎡ 目的太陽光発電施設 理由将来に渡る土地の有効利用として国が推進している再生可能エネルギーの太陽光発電施設を導入し、電力の確保及び環境対策の促進を図り社会に貢献したい。以上です。

議 長 議案第393号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9番○○が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第393号の現地調査の報告をいたします。申出の内容は、太陽光発電施設への転用です。調査は、農振法に基づき除外に係る5要件を満たしていることを確認しました。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページから17ページをご参照ください。周囲の状況は、北は田、東は雑種地、南は田、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の5要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第393号については農用地の一部変更除外、やむを得ないということです。農用地の一部変更除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。 議案第393号については、農用地の一部変更除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について を終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第394号から議案第395号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページです。日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第394号。権利, 所有権移転 有償。所在, 北方字老神原○○ 畑 農振外 ○○○○㎡ 他にもう1筆あり, 計2筆の○○○○㎡です。二種農地。渡人, 湧水町恒次 ○○○○。受人, 湧水町川西

〇〇〇〇。用途，農家住宅，作業所，駐車場，資材置場。申請事由，今後個人事業主として土木・建築関係の工事請負等を計画しており，居宅兼事業所，従業員の駐車場，資材置場としての利用計画である。以上です。

議長 それでは，順を追って審議します。まず議案第394号を審議します。議案第394号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

10番 10番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第394号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の18ページから21ページをご参照ください。周囲の状況は，北は畑，東は宅地，南は道路，西は道路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第394号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第394号については，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。

議長 次に，議案第395号を審議します。議案第395号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

8番 8番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第395号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の18ページ，22ページから25ページをご参照ください。周囲の状況は，北は道路，東は宅地，南は田，西は田です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図，事業計画書，被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，

「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第395号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第396号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 13ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第396号。願出人、薩摩川内市 ○○○○。土地の所在、稲葉崎字内迫○○地目は畑 面積○○○○㎡ 外2筆 計3筆○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、平成8年頃より耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第9号です。以上です。

議長 議案第396号について審議します。議案第396号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第396号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の26ページから29ページをご参照ください。調査意見は、平成8年頃より耕作放棄され、鳥獣被害もあり、原野化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第396号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案396号につきましては、非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。

議長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第37回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時38分

14番

1番

議 長
